

地域活力基盤創造交付金に関する要望

道路特定財源の一般財源化に伴う地方道路整備臨時交付金の廃止に当たり、本会としては、同交付金が果たしてきた道路整備機能を引き続き着実に果たすとともに、関連する社会資本整備、公共交通機能の維持確保等ソフト事業に充当できるような制度の創設を要望してきたところである。

こうした要望を踏まえ、国が本年度、道路整備を中心として使途の自由度を高めた「地域活力基盤創造交付金」を創設したことについては、高く評価をするものである。

については、地域活力基盤創造交付金創設の経緯及び趣旨に鑑み、同交付金の制度設計及び運用に当たっては、下記の事項に十分配慮されるよう要請する。

記

- 1 地域活力基盤創造計画の策定に当たっては、都市自治体の意向を最大限反映できるような仕組みとするとともに、地域活力基盤創造交付金の配分に当たっては、当該計画に従い、道路整備の必要性に十分配慮した配分とすること。
また、同計画の内容及び策定手続きは簡潔なものとするともに、交付決定までのスケジュールを早急に示すこと。
- 2 交通弱者対策としてのバス路線廃止等に伴う代替交通の確保、地方の足として不可欠な離島航路・航空路及び第三セクター鉄道への支援など住民からの要望が強いソフト事業については、幅広く充当できるよう、地方にとって使い勝手の良い制度とすること。
また、地域活力基盤創造計画におけるソフト事業の割合を最大2割にすることについては、地域の実情に合致しない場合もあり得るので、柔軟な運用も可能とする制度設計とすること。
- 3 都市自治体が必要とする道路整備等が引き続き計画的かつ着実に実施できるよう、平成22年度以降においても同交付金総額の充実・確保を図ること。
- 4 地域活力基盤創造交付金の制度設計に当たっては都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、今後とも必要に応じその見直しを行うこと。

平成21年4月17日

全国市長会 経済委員会
委員長 新座市長 須田 健 治